

「障害者基幹相談支援センター運営法人募集に向けた基本的な考え方」について

《質問に対する回答》

	質問	回答
1	特定・一般・障害児の全ての相談支援事業者の指定は必要か。	障害者基幹相談支援センターは、すべての障害に対応した総合的な相談支援を行うなど業務の性格上、すべての相談支援事業者の指定が必要と考えております。また、コンソーシアム（共同運営）による事業運営を行う場合は、その構成団体すべて（地域活動支援事業のみに取り組む法人を含む）に、すべての相談支援事業の指定が必要と考えております。
2	現行の障害者地域生活支援センターと障害者基幹相談支援センターは別立てのものと考えるよいか？それとも、障害者地域生活支援センターは障害者基幹相談支援センターへ原則移行（くみかえも含めて）という考え方でよいか。	平成24年度から計画相談が始まり、障害者地域生活支援センターには、特定相談支援事業者等への指導・助言をお願いしております。また、障害者虐待への対応や矯正施設等を退所する障害者への対応など新たな課題があるなかで、障害者虐待相談センター等の専門機関を始め区役所・保健所の行政機関等と連携を図りながら、それらに対応できる体制を整備するため、現行の障害者地域生活支援センター（25か所）を再編し、市内16か所（1区1か所）の障害者基幹相談支援センターに移行します。障害者基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として全ての障害に対応した総合的な相談支援業務を行うなど機能強化を図ります。
3	基幹センターの委託料を示してほしい。	障害者基幹相談支援センターの標準区の委託料は、現行の障害者地域生活支援センター（身体・知的の標準区の経費と精神1センターあたりの経費の半分との合計）の委託料の1.5倍程度になるのではないかと考えております。また、この額には地域活動支援事業分の経費は含みません。
4	委託費は消費税の課税対象となるのか。	非課税と考えています。
5	職員の処遇改善、向上を図るため、一定の人件費引当金を認めほしい。	人件費に含まれる経費として、給与、共済費、通勤手当のほか、退職給与引当金を考えております。

6	<p>法人で建物を取得した場合、借入金返済のための負担金として経費を計上してもよいか。</p>	<p>施設整備にあたり補助を行う場合があるなかで、家賃計上を認めると公費の二重支払が発生することもあることから、法人所有の建物等は家賃計上の対象には想定しておりません。障害者の視点に立った利便性の確保に努めていただきたく場を別途確保された場合にその経費（上限あり）を市が支出するという趣旨で予算計上を考えておりますのでよろしくをお願いします。</p>
7	<p>基幹センターには障害者虐待・権利擁護・触法など法的な部分で求められることも多いため、できれば弁護士の方に嘱託や協力ができるだけの予算を計上してほしい。</p>	<p>物件費に含まれる経費として報償費を認めることを考えておりますので、そのなかでの対応を現在のところ想定しております。</p>
8	<p>「大規模区」「小規模区」「標準区」はどの区を想定していますか。</p>	<p>「大規模区」は中川・緑区、「小規模区」は、東・中・熱田区、「標準区」はそれ以外の区を想定しております。</p>
9	<p>現在の障害者地域生活支援センターの業務内容よりも遙かに多くなっている（人材育成や触法障害者への対応）が、職員体制を見ると、現在の支援センターは身障・知的3名～4名。精神は2名で計5名～6名。基幹は計5名～7名とさほど変わってはいないが、この示された職員体制では基本相談を含め、きめ細やかな業務遂行が不可能ではないか。</p>	<p>平成24年度から計画相談が始まり、障害者地域生活支援センターには、特定相談支援事業者等への指導・助言をお願いしております。また、障害者虐待への対応や矯正施設等を退所する障害者への対応など新たな課題があるなかで、障害者虐待相談センター等の専門機関を始め区役所・保健所の行政機関等と連携を図りながら、それらに対応できる体制を整備するため、現行の障害者地域生活支援センターを再編し、平成26年4月に障害者基幹相談支援センターを設置します。障害者基幹相談支援センターの職員体制は最低基準であり、委託料の範囲でそれを上回る配置も可能としているところです。また、地域の実情に応じて、地域移行・地域定着に取り組む職員の配置を障害者基幹相談支援センターの委託料とは別に検討しております。</p> <p>※「大規模区」の場合で想定される最大職員配置数（10名）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門相談員、相談員 7名 ・地域移行・地域定着支援従事者 1名 ・精神障害者地域活動支援事業（地活Ⅰ型）3名

		<p>経験や資格のある相談支援専門員の確保なども容易ではないとの声もお聞きする中で、平成26年4月からは、まずはこの体制で始めさせていただければと思います。</p>
10	<p>専門性を有する相談員には業務内容にあるピアカウンセリングによる支援は相談業務においてきわめて重要であり、その支援ができる相談員（ピアカウンセラー）を配置するよう明記する。</p>	<p>ピアカウンセリングは重要な支援の方法であると考えております。しかしながら、障害種別や特性が異なるなかで、全ての障害に対応するピアカウンセラーを常時配置することは困難ではないかと考えております。障害者の相談支援を行うにあたり、ピアカウンセリングによる支援が必要な時に対応できる体制を整えておくことを求めていますと考えております。</p>
11	<p>地域移行・地域定着支援の対象範囲の拡大で触法障害者への支援が記されているが、きわめて対応が困難と思われるが、具体的にどのような支援内容を想定されているのか。また、想定されている支援内容によっては記載されている職員体制では不十分な場合は専門相談員の増員が必要である。</p>	<p>平成26年4月から地域移行・地域定着支援の対象に矯正施設等を退所する障害者が拡大される予定ですが、その詳細は国からは示されておりません。市町村の役割等について国から詳細が示され次第、障害者基幹相談支援センターを始め関係機関の役割を整理いたしますが、必要に応じて、次年度以降、障害者基幹相談支援センターの運営体制を検証していく必要があると考えております。なお、各センターの状況が許す中で、地域移行・地域定着に取り組む職員の配置を応募時に提案させていただくことを予定しております。</p>
12	<p>相談支援従事者初任者研修に毎回、数名の応募を出しているが、1法人1名しか研修を受けさせて頂けない。このような現状を踏まえ人員配置を考えほしい。</p>	<p>昨年度、愛知県に対して、相談支援従事者研修の受講枠の拡大、受講資格要件の拡大、修了時期の前倒しについて要望してきました。今年度の相談支援従事者研修（初任者）については、希望者全員が受講できるようになりました。引き続き、希望者全員が受講できるよう愛知県に働きかけていきます。</p>
13	<p>総合相談（障害全般・窓口の一元化）で運営体制として本部とサテライトの設置をした場合、窓口の一元化はどのような理解となるか。また、現在、電話で問い合わせると話し中が多くなかなか繋がらないことが頻繁にあるが基幹になると改善されるのか。</p>	<p>本部とサテライトを設置した場合でも、利用者がどちらにも相談に来られても、利用者にとって不便をおかけすることなく対応できる体制（職員が移動するなど）を求めています。また、サテライトを設置した場合でも、電話番号は分かりやすい体制をお願いするとともに、電話を増設（物件費に含まれる経費）</p>

		していただくなど、繋がりやすい環境の工夫を求めてまいります。
14	権利擁護の業務内容について、市障害者虐待相談支援事業との関連も含め、明確にする必要があると考える。社会福祉協議会、区役所、保健所との役割分担はどうなるのか。	権利擁護の対応については、本市委託機関である障害者虐待相談センター等の専門機関がまずは対応するとともに、必要に応じて区役所・保健所などの行政機関や障害者基幹相談支援センターに繋げていく対応が必要と思っております。今後、障害者基幹相談支援センターの立ち上げに向け、区役所・保健所の役割について整理していきますが、権利擁護の対応は個々のケースによって異なり、画一的な役割分担が難しいところもありますので、関係機関との連携のなかで柔軟な対応をお願いしたいと考えております。
15	触法障害者の移行・定着支援についてバックアップ機関は設定が可能か。県指定の相談機関が熱田区にあるが、困難事例などの相談は対応可能なのか。再犯があった場合の基幹支援センターの係わりはどうなるのか。精神疾患が絡んでいるような場合には、緊急入院という対応になるのか。警察などからの呼び出しにはどこまで対応するのか。	平成26年4月から地域移行・地域定着支援の対象に矯正施設等を退所する障害者が拡大される予定ですが、詳細は示されていません。市町村の役割等について国から詳細が示され次第、障害者基幹相談支援センターを始め関係機関の役割を整理いたします。なお、現行も精神科救急につきましては、精神科救急情報センターの設置、警察等からの夜間・休日の要請に対応する仕組みを別途構築し運営をしております。
16	障害福祉サービス利用に係る利用者等からの苦情対応は区役所窓口への苦情も含まれるのか。	この業務については、受付事案の報告、初期対応をお願いしたいと考えております。現行の障害者地域生活支援センターの対応と大きな変化はないと考えております。最終的には市・区役所・保健所が対応していくものと考えております。
17	相談業務に委託期間を設けることはそぐわない。	障害者基幹相談支援センターと類似する介護保険の地域包括支援センターの「いきいき支援センター」の委託期間が5年間となっており、それに準じた設定としたところです。委託期間を設け、節目ごとに外部委員による審査を行うことは、質の確保に欠かせないと思っております。また、次期期間の運営法人の選定にあたっては5年間の実績が考慮されるものと考えております。

18	<p>区によって特定相談支援事業所の箇所数に隔たりがある。改善を図るべきではないか。また、新設の事業所に地域推進員などの対応がない。採算を考えた場合、1名で150～200ケースを担当することになり、相談業務に支障をきたすことになる。</p>	<p>平成24年度から、障害児・者相談支援事業補助金を交付しておりますが、専従要件等により使いづらい、特定の事業所にしか補助金が支給されなかったり、受け持ち件数を含め事業所間でのアンバランスが発生したりするなどの問題があるという意見をいただいております。補助内容については検討が必要だと考えております。こうしたことを通じて市全体の相談体制の確保を図ってまいりたいと思います。</p>
19	<p>名家連が提言している「生活支援型地域活動支援センター」の可能性については、名古屋市としては想定していないのか。</p>	<p>精神障害者にとって気軽に相談できる場所や緩やかな社会参加の場所は、大切なものであると認識しております。ご提案の新しいセンターの設置には新たに予算を認めてもらう必要があることから、障害者基幹相談支援センターと併せてご提案することが困難です。また、当面は地域活動支援事業での実施を考えております。</p>
20	<p>生活支援型地域活動支援センターが難しい場合、障害者基幹相談支援センター運営において『地域活動支援センターⅠ型のサテライトの運営のみ』を選択肢として検討しているが、それを想定して構わないか。</p>	<p>精神障害者地域活動支援事業の実施については、国の要件により、障害者基幹相談支援センターの委託を受けていることが条件となることから、本事業を実施する場合は、障害者基幹相談支援センター応募の中で、併せてご提案をいただく必要があります。1センターを複数法人で共同運営（サテライトの設置可（ただし、同一区内））するなかで、障害者基幹相談支援センター業務を担ったうえでの地域活動支援センターの運営をお願いしたいと考えております。</p>
21	<p>地活Ⅰ型サテライトのみを運営する場合、求められる法人要件(特定相談支援および一般相談支援事業所)および管理者資格要件（相談支援従事者配置）は基幹相談支援の設置要件と同等となるのか？</p>	<p>上記20の回答を前提としながら、障害者基幹相談支援センターの共同運営により地域活動支援事業を実施いただく場合も含め、現在のところ、<u>全ての構成法人が決められた法人要件を満たす必要がある</u>と考えております。なお、管理者資格要件（相談支援従事者配置）は規定しておりません。</p>
22	<p>地活Ⅰ型から地域活動支援センターⅢ型（精神障害者作業所型地域活動支援センター）に移行する場合、その移行をスムーズに認めていただけるか。また、その運営費</p>	<p>作業所型地域活動支援事業は、現要綱では、在宅の障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、生活意欲の向上及び職業的能力の開発、就労意欲の涵</p>

	<p>は従来から存続しているセンター(今年度:年額1,080万円)の水準を想定しているが、それで構わないか。</p>	<p>養を図るため、障害者に適切な作業の場を設ける事業です。登録の申請をし、審査の後、登録が適当と認められた事業者が実施することができます。運営の補助額は、新設事業所の場合、年額8,676,000円、既設事業所の場合、年額10,176,000円となっています。</p>
23	<p>A法人とB法人が共同運営で障害者基幹相談支援センターを設置した場合、地活I型は同センターから離れた場所での運営でもよいか。</p>	<p>障害者基幹相談支援センターとは別の場所(ただし、同一区内)で精神障害者地域活動支援事業を実施することは可能です。</p>
24	<p>共同運営について、「地域活動支援センターI型」のみを他法人に委託することは可能か。例:A法人が障害者基幹相談支援センターを運営、B法人が地活I型を運営(A法人から委託、職員配置を含む)することは可能か。</p>	<p>精神障害者地域活動支援事業については補助事業であり、法人間で委託することはできません。相談支援体制の確保、運営体制の責任の問題などから、共同運営をお願いしたいと思います。</p>
25	<p>基幹相談支援センターには、I型の地活を併設することが望まれています。精神に限らず、知的、身体、高次脳など様々な障害でデイサービス機能が不足している状況がある。今回、I型ではなく、デイサービス型の地域活動支援センターで申請することは可能か。</p>	<p>精神障害者地域活動支援事業につきましては、支援費制度や障害者自立支援法が施行される以前から、旧精神障害者地域生活支援センターにて実施されてきた経緯を踏まえ、現在も精神障害者地域活動支援事業を障害者地域生活支援センターに併設することとされているものと理解しております。こうした中で、今回の募集に際しては、障害者基幹相談支援センターと併せて実施する精神障害者地域活動支援事業の運営法人を募集しており、デイサービス型地域活動支援事業の運営法人を募集しておりません。なお、障害者基幹相談支援センターの開設に合わせて、デイサービス型地域活動支援事業を実施することは可能ですが、別途規定する要件を満たしたうえで、事業所登録が必要となります。なお、精神障害者地域活動支援事業は補助金による運営となりますが、デイサービス型地域活動支援事業は、地域活動支援給付費により運営していただくこととなります。</p>